

三条市災害用トイレカー広告募集要項

三条市では、市有資産に民間企業などの広告を掲載することにより自主財源を強化するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、次のとおり三条市災害用トイレカー（以下「トイレカー」といいます。）に広告を掲載する事業を行っています。

1 広告の位置、規格、掲載料

- (1) 広告の位置、規格及び掲載料は次のとおりです。また、広告の掲載を募集する数は、各区分1枠ずつです。
- (2) 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」といいます。）が連続して2年を超える場合の掲載料は、掲載期間に応じて次のとおりとなります。

広告区分	位置	規格	掲載料（円）（年額）		
			1年目	2年目	3年目
①	トイレ室側部 （助手席側）	縦 60cm×横 160cm	120,000	90,000	60,000
②	トイレ室側部 （運転席側）	縦 60cm×横 110cm	108,000	81,000	54,000
③	トイレ室ドア脇	縦 70cm×横 30cm	48,000	36,000	24,000
④	トイレ室ドア	縦 70cm×横 30cm	48,000	36,000	24,000
⑤	車体前方上部	縦 100cm×横 100cm	72,000	54,000	36,000

※掲載料は、消費税及び地方消費税を含んだ金額

広告区分及び掲載位置



2 広告の掲載期間

- (1) 掲載期間は年を単位とし、3年を超えない範囲内とします。
- (2) 前号において、掲載期間の満了に当たり改めて募集する当該広告枠について、他の広告主から応募がない場合は、市と協議の上、3年を超えて掲載できるものとします。なお、この場合の掲載期間は、前号によります。
- (3) 前号において、3年を超えて掲載する場合は、車体へのラッピングフィルムの固着を防ぐため、既設のラッピングフィルムを剥離した上で再度ラッピングを行うものとし、掲載料は改めて1年目のものから適用します。
- (4) 掲載期間は、市が広告掲載を行った日の属する月の翌月の1日から起算するものとします。
- (5) 車体の破損や広告の剥離など、広告主の責によらない理由によりトイレカーが広告の用に供されない期間がある場合（車検や軽微な修繕等によるものを除きます。）は、掲載できなかった期間に相当する期間を掲載期間として延長する場合があります。

3 広告の募集期間

- (1) 広告が掲載されていない広告区分については、掲載を希望する月の前々月の1日から前々月の末日までの間を募集期間とします。（例：6月中に掲載を希望する場合、4月1日から4月30日までが募集期間となります。）
- (2) 広告が掲載されている広告区分については、掲載期間が満了する月の前月の1日から前月の末日までを募集期間とします。（例：5月31日に掲載期間が満了する場合、4月1日から4月30日までが募集期間となります。）
- (3) 前各号において、募集期間の開始日又は最終日が土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間になる場合は、募集期間の開始日は翌開庁日、最終日は直前の開庁日とします。
- (4) 応募の受付は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

4 広告の掲載方法

- (1) 規格において規定している寸法の車両用ラッピングフィルムの表面に、広告内容を平面上に表示し、トイレカー車体の掲載位置に貼付けします。
- (2) 広告の中に「有料広告」の表示をしてください。
- (3) 次に該当する広告は、掲載できません。
 - ア 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
 - イ 車両運行上の支障となるおそれのあるもの
 - ウ 都市景観との調和を損なうおそれのあるもの
 - エ 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの

オ 地色が赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの

カ ストーリー性のある漫画や画像の構成となっているもの

キ 周囲の運転者の誤認や注意力の散漫を招くおそれのあるもの

ク 三条市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」といいます。）第3条に定める次に該当するもの

- ① 市有資産の目的及び公共性を損なうおそれのあるもの
- ② 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題についての主義又は主張
- ⑦ 個人の宣伝
- ⑧ 美観風致を阻害するおそれのあるもの
- ⑨ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ⑩ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ⑪ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ⑫ ①から⑪までに掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと思われるもの

5 広告の掲載までの手順

(1) 申込み

ア 提出書類

「三条市災害用トイレカー広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」といいます。）」に、次に定める書類を添えて、郵送又はメール等により行政課防災対策室へ提出してください。

(ア) 掲載する広告の見本（電子データの場合はPDF形式）

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと等を誓約する書面（誓約書）

イ 掲載できる枠数

同一広告主が同時に掲載できる広告枠は3つまでとします。ただし、募集期間に他の広告主から応募がない広告枠がある場合は、市と協議の上、4つ以上の広告枠に掲載できるものとします。

(2) 審査

要綱及び「三条市広告掲載の基本的な考え方」による審査により、掲載の可否を決定します。

(3) 広告の掲載の決定

広告の掲載の可否を決定したときは、「三条市災害用トイレカー広告掲載可否決定通知書(様式第2号)」により、掲載希望者に通知します。なお、募集枠数を超えて応募があった場合は、次の優先順位により決定しますが、優先順位による決定ができない場合については、抽選により決定します。

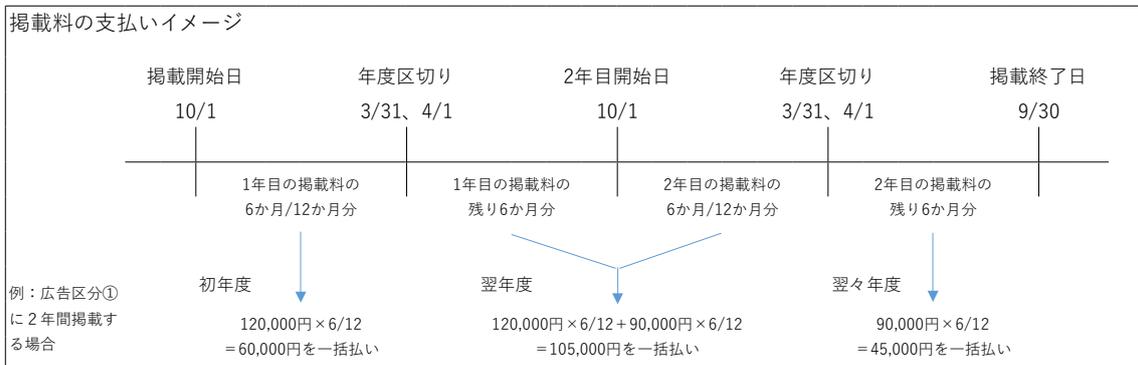
広告の種類による掲載の優先順位表

順位	広告主
1	前回の申込時に募集超過により、掲載できなかったもの
2	災害関係協定を締結するなど市と災害時の協力体制を構築している企業又はし尿処理、トイレ設備その他トイレカーの趣旨に沿う事業を主に営む企業
3	順位2の規定に該当しない企業等で、市内に事業所を有する民間企業又は自営業者
4	広告募集時点で当該広告枠に広告を掲載しているもの(当該広告枠へ改めて広告を掲載することにより、当該広告枠への掲載期間が3年を超えるものは除きます。)
5	申込書に記載の掲載期間が長いもの

(4) 広告の掲載料の払込み

ア 広告の掲載が決定すると、市から掲載料の「納入通知書」を広告主となられる方に郵送しますので、納入通知書に定める納期限までに、納入通知書に定める金融機関に納めてください。

イ 掲載料は広告を掲載する年度ごとに一括払いとなります。掲載期間が複数年度にわたる場合は、掲載を開始した月から当該年度の3月末までの期間と残りの期間とで年額の掲載料を按分し、残りの期間の掲載料は翌年度に別途納入通知書により支払うものとしします。



- (5) 広告の電子データの作成と提出
広告の電子データを次のとおり作成し、指定された期日までに行政課防災対策室へ提出してください。
- ア Ai、EPS、PDF、TIFF、JPG、PSD のいずれかの形式で、実寸で 200dpi 以上とすること。なお、Ai、EPS、PSD のいずれかの形式で提出する場合は、PDF 又は JPG の形式に変換したデータも併せて提出すること。
- イ カラーは CMYK（シアン、マゼンタ、イエロー、ブラック）で、天地左右それぞれ 6 mm の塗り足しをつけること。
- ウ 文字データ（フォント）はアウトライン化すること。
- エ 広告区分①、②、⑤は外枠から 30 mm 以内、広告区分③、④は外枠から 15 mm 以内に文字を入れないこと。
- オ サイズが 2 MB を超える場合は送付方法について事前に相談すること。
- (6) 広告の校正
提出された広告の電子データをそのまま掲載します。校正はしませんので、内容に間違いのないよう御注意ください。ただし、市から校正の連絡があった際には、期日までに確認してください。
- (7) 広告の掲載及び撤去並びに費用負担
広告の掲載に係るラッピング及び掲載期間満了に伴うラッピングの撤去は市が施工し、その費用は市が負担します。
- (8) 広告の内容の変更及び費用負担
- ア 広告主は、掲載期間中に当該広告の内容を変更しようとするときは、「三条市災害用トイレカー広告掲載内容変更届出書（様式第 3 号）」に、掲載する広告の見本（電子データの場合は PDF 形式）を添えて市に届け出るものとします。
- イ 市は、本号アの規定による届出を受理した場合は、広告の内容を審査し、その結果を「三条市災害用トイレカー広告内容変更可否決定通知書（様式第 4 号）」により通知します。変更の承認を決定した場合、変更に係る撤去及び新たなラッピングは市が施工し、その費用を広告主に請求するものとします。
- (9) 広告の取下げ
- ア 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げようとするときは、「三条市災害用トイレカー広告掲載内容変更届出書（様式第 3 号）」により、市に届け出るものとします。
- イ 本号アの規定により広告掲載を取り下げた場合における撤去費用は、市が負担します。ただし、既納の掲載料は返還しません。

6 その他の注意事項

- (1) 要綱の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容を変更していただく場合があります。
- (2) 市は、広告の内容や掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。また、広告の掲載により広告主が市に損害を与えた場合は、市が定める額を損害賠償として市に支払うものとしします。
- (3) 次の場合は、広告の掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告の掲載の決定を取り消した場合は、既納の掲載料は返還しません。
 - ① 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。
 - ② 掲載料が指定する期日までに納入されないとき。
 - ③ 広告主が、広告の掲載の決定後に要綱の規定に反する業種や事業者となったとき。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると市長が認めるとき。
- (4) ラッピング後に前号により広告の掲載の決定が取り消された場合は、ラッピング撤去費用を広告主が負担することとします。ただし、市と広告主で協議して対応する場合を除きます。
- (5) 広告主の責によらない理由により広告が破損した場合や、摩耗により広告の視認性が著しく低下した場合の再度のラッピング費用は、市が負担します。
- (6) 天災その他の不可抗力又は公用車の運行に伴う事故や修復困難な故障等によりトイレカーが廃車となった場合は、市は、掲載期間の残りの期間に応じた既納の掲載料を返還しますが、廃車に伴う損害の賠償は行いません。また、この場合の掲載期間の残りの期間については、廃車となった日の属する月の翌月の1日から起算します。

【申込み・問合せ】

〒955-8686 三条市旭町 2-3-1

三条市 総務部行政課防災対策室

TEL 0256-34-5517

FAX 0256-34-5691

Email gyousei@city.sanjo.niigata.jp

年 月 日

三条市長 様

(申込者)
所在地
名称
代表者名

三条市災害用トイレカー広告掲載申込書

三条市災害用トイレカー広告募集要項を承諾の上、次のとおり申し込みます。

1 掲載を希望する区分

希望する区分に☑		位置	規格
選択欄	広告区分		
<input type="checkbox"/>	①	トイレ室側部（助手席側）	縦 60cm×横 160cm
<input type="checkbox"/>	②	トイレ室側部（運転席側）	縦 60cm×横 110cm
<input type="checkbox"/>	③	トイレ室ドア脇	縦 70cm×横 30cm
<input type="checkbox"/>	④	トイレ室ドア	縦 70cm×横 30cm
<input type="checkbox"/>	⑤	車体前方上部	縦 100cm×横 100cm

2 希望掲載期間 年 月から（ 1 ・ 2 ・ 3 ）年間

3 宣誓及び同意事項

- (1) 三条市の広告関連規定を遵守します。
- (2) 三条市税の滞納はありません。
- (3) 三条市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

4 添付書類

- (1) 広告案（A4 サイズに縮小し、カラー印刷したもの。電子データの場合は PDF 形式）

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと等を誓約する書面（誓約書）

5 連絡先

担当者	
部署	
役職	
電話	
メールアドレス	

第 号
年 月 日

様

三条市長

三条市災害用トイレカー広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みがあった三条市災害用トイレカー広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

- (1) 掲載することとした広告区分 ()
(2) 掲載しないこととした広告区分 ()
(理由)

2 掲載期間

年 月から 年 月まで

3 広告料

総額 円 (税込)
(内訳)

年度	円 (年額	円×	月/12月)
年度	円 (年額	円×	月/12月)
年度	円 (年額	円×	月/12月)

4 納入期限

納入通知書に定める納期限

5 入稿期限

年 月 日

6 掲載条件

三条市災害用トイレカー広告募集要項を遵守すること

年 月 日

三条市長 様

(申請者)
所在地
名称
代表者名
(担当者)

三条市災害用トイレカー広告掲載内容変更届出書

年 月 日付けで掲載決定のあった三条市災害用トイレカー広告について変更（取下げ）したいので、次のとおり届け出ます。

1 広告を変更する区分

変更する区分に <input checked="" type="checkbox"/>		位置	規格
選択欄	広告区分		
<input type="checkbox"/>	①	トイレ室側部（助手席側）	縦 60cm×横 160cm
<input type="checkbox"/>	②	トイレ室側部（運転席側）	縦 60cm×横 110cm
<input type="checkbox"/>	③	トイレ室ドア脇	縦 70cm×横 30cm
<input type="checkbox"/>	④	トイレ室ドア	縦 70cm×横 30cm
<input type="checkbox"/>	⑤	車体前方上部	縦 100cm×横 100cm

2 変更内容

（ 掲載内容の変更 ・ 掲載の取下げ ）

3 変更希望月

年 月

4 添付書類（掲載内容の変更の場合）

広告案（A4 サイズに縮小し、カラー印刷したもの。電子データの場合はPDF形式）

第 号
年 月 日

様

三条市長

三条市災害用トイレカー広告内容変更可否決定通知書

年 月 日付けで届出があった三条市災害用トイレカー広告の変更
(取下げ)について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

- (1) 変更を承認することとした広告区分 ()
- (2) 変更を承認しないこととした広告区分 ()
(理由)

2 変更を適用する月

年 月

3 変更に係る費用

円 (税込)

4 納入期限

納入通知書に定める納期限

5 入稿期限

年 月 日

6 承認条件

三条市災害用トイレカー広告募集要項を遵守すること